

入 札 公 告

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 11 月 15 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 4 年度から令和 9 年度まで

(2) 業務の名称

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 機器設置場所・納入場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁本館 1 階 和歌山県会計局総務事務集中課業務処理室

(5) 業務の期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和 4 年和歌山県告示第 1271 号に規定する業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁本館 1 階

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和 4 年 11 月 15 日（火）から同年 12 月 26 日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時 30 分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3 の（1）に同じ。

イ 期間

3 の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、令和 4 年 11 月 15 日（火）午前 10 時から同月 28 日（月）午後 5 時 30 分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁本館 2 階

和歌山県会計局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

令和 4 年 12 月 27 日（火）午後 1 時 30 分

ウ 開札場所
アに同じ。

エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札への参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和 4 年 12 月 26 日（月）午後 5 時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、その代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 94 条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で 2 に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に直接関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて 3 回までとする。
- (6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で 5 の (1) に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第 2 回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2298

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Lease and maintenance of personal computers and peripheral equipments for business use
- (2) Date and time for tender :
1:30 p.m. 27 December 2022(Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 26 December 2022)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2298
FAX 073-441-2288

和歌山県告示第 1271 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条の規定に基づき、業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和 4 年 11 月 15 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件のいずれをも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成 20 年和歌山県告示第 1261 号。以下「要綱」という。）第 3 条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去 5 か年の間に 1 の (1) に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が 5 年以上である場合は、入札公告の日から過去 3 か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからカまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 業務実績調書

ク 業務実施説明書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後 3 か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからカまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからウまで及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示すこれらの用紙は令和 4 年 11 月 15 日（火）から同年 12 月 2 日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 10 時から午後 5 時 30 分までの間に 5 に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和 4 年 11 月 15 日（火）午前 10 時から同月 28 日（月）午後 5 時 30 分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和 4 年 11 月 18 日（金）から同年 12 月 2 日（金）までの県の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時 30 分までの間に、5 に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和 4 年 12 月 2 日（金）午後 5 時 30 分までに 5 に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁本館 1 階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2298

ファクシミリ番号 073-441-2288

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和 4 年 12 月 9 日（金）までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和 4 年 12 月 20 日（火）午後 5 時 30 分までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により 5 に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和 4 年 12 月 23 日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。